

私法上の整理（その他論点等）について

財務省

2025年2月3日

その他、私法上の整理に関して、エンドユーザーや仲介機関等からの実務上のニーズとしては、以下の点などが考えられる。

1. エンドユーザーが仲介機関の信用リスクを負わないこと

- エンドユーザー間のCBDCの移転において、送金元の支払指図の発出後、送金先口座の着金までの間であっても、エンドユーザーは仲介機関に対する信用リスクを負わない。
- 現金と同様に、CBDCの移転は送金元から送金先に直接発生することとなる（エンドユーザー間のCBDCの移転において、仲介機関のバランスシートは経由しない）。
- 強制執行等の場合を除き、CBDCを保有する者のみが、仲介機関に対する権利を行使することができる。

2. 金銭と同様に、銀行預金への受払や信託・供託を可能にすること

- 銀行預金は金銭の消費寄託であると解されているところ、無体物であるCBDCは消費寄託の対象にはならないと解されているが、受入・払出を通じた銀行預金との交換を可能としておく必要。
 - なお、現在、消費寄託をした金銭については、寄託された金銭にかかる所有権は受寄者に帰属し、寄託者は契約上の返還請求権を有するに過ぎない。
 - また、CBDCの銀行預金への受入れを行う際、抗弁が切斷されないとすると、実務上対応が困難であるため、CBDCの動的安全性は現金同等としておくことが望ましい。
- 加えて、金銭と同様に、CBDCを倒産隔離の手段として信託の対象とすることや、供託の対象にすることが考えられる。
 - 他方、CBDCにかかる権利をエンドユーザーに帰属させたままのエスクローサービスで利用するなど、金銭にかかる既存の法形式が当て嵌まらない利用方法は、導入に課題を伴うと考えられる。

その他論点として、どのような規定・形式をとるかについて、考察を行う余地がある。

○ CBDCに係る法的効果などをどのように実現しうるか

- 現状の金銭においては、明文の規定がなくとも、判例などによりその取扱いが定まっている点があるものの、**デジタル形式であるCBDCについては、不正利用がされた場合に台帳記録に基づき正当な残高に復帰させるなど、利用者の権利保護を目的とした対応が必要となるなど、別途検討を要する点があるため、明文の規定を置くことが相当である場合もあり得る。**
- そのため、例えば、以下の点につき、明文の規定を置く必要性や、その形式・内容について考察を深めることが有意義であると考えられる。
 - 利用者の権利保護を基軸として、**不正利用対応や過誤などへの仲介機関の対応について**、現金を取り扱う既存の事業者に対する現行の整理を踏まえ、**CBDCの性質に応じてより明確化する必要性があるか検討することも考えられる。**
 - 現状の金銭と同様の取扱いを議論するにあたって、その「**占有**」に相当する概念を**CBDCにおいてどのように位置付け、整理すべきか**という点について、規定を設けることの可否やそのメリット・デメリットなどを考察することが考えられる。
 - **CBDCに関する強制執行の具体的な方法について**、「その他の財産権」における定めなど現行の規定をベースに対応することも検討されるが、**特別の定めを設ける**ことを含めて、多様な規定が考えられる。

※ CBDCの法的性質やその規定のあり方などについても、幹事会で結論や方向性が予断されるものではなく、CBDCの目的・機能、仲介機関やCBDCシステム全体に対する監督・規制のあり方や、望ましいシステムの全体像について、今後整理が進む中で改めて検討が深められる必要がある。